

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案参照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（抄）

第四（船舶からの油の排出の禁止）

第三項本文の規定は、海洋の汚染の防止にあらかじめ海上保安庁長官の承認を受けてする船舶からの油の排出であつた場合、その船舶の油の排出の禁止に適用する。

第五（略）

第八（油記録簿）

（船舶の航行中に、船舶の油記録簿に、船舶の航行中に、船舶の油の排出の禁止に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の油記録簿に、船舶の航行中に、船舶の油の排出の禁止に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の油記録簿に、船舶の航行中に、船舶の油の排出の禁止に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の油記録簿に、船舶の航行中に、船舶の油の排出の禁止に適用する。）」

第九（有害液体物質の排出の禁止）

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の排出の禁止に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の排出の禁止に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の排出の禁止に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の排出の禁止に適用する。）」

第十（有害液体物質の輸送）

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の輸送に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の輸送に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の輸送に適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の輸送に適用する。）」

第十一（有害液体物質の取扱い）

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の取扱いに適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の取扱いに適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の取扱いに適用する。）」

（船舶の航行中に、船舶の有害液体物質の取扱いに適用する。）」

される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定められる改造を行った場合に、当該原動機について準用する。

第十九条の五（原動機取扱手引書）
（一）原動機取扱手引書（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認、
（二）「放出量確認」という

定め取る事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、当該原動機

第十九条の六（国際大気汚染防止原動機証書）
（一）国際大気汚染防止原動機証書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に

より承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

第二十条（船舶所有者の届出）
（一）船舶所有者は、第十九条の四第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する

届出事項を承認し、国土交通大臣の届出を受けなければならない。届出事項を承認し、国土交通大臣の届出を受けなければならない。

第三十条（船舶の改造）
（一）船舶の改造は、第十九条の四第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する

事項を承認し、国土交通大臣の届出を受けなければならない。届出事項を承認し、国土交通大臣の届出を受けなければならない。

第三十一条（船舶の運転）
（一）船舶の運転は、第十九条の五（原動機取扱手引書）に規定する事項を遵守しなければならない。

（二）船舶の運転は、第十九条の六（国際大気汚染防止原動機証書）に規定する事項を遵守しなければならない。

第三十二条（船舶の検査）
（一）船舶の検査は、第十九条の七（船舶の検査）に規定する事項を遵守しなければならない。

（二）船舶の検査は、第十九条の八（船舶の検査）に規定する事項を遵守しなければならない。

第三十三条（船舶の事故）
（一）船舶の事故は、第十九条の九（船舶の事故）に規定する事項を遵守しなければならない。

（二）船舶の事故は、第十九条の十（船舶の事故）に規定する事項を遵守しなければならない。

第十九条（船級協会の放出量確認等）

第二項及船舶保安法（昭和三十八年法律第五十五号）第三十條第一項の法律別表第一項の第一節第一項の船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする。

第十條（船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする）

第一項の船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする。

第十一條（船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする）

第一項の船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする。

第十二條（船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする）

第一項の船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする。

第十三條（船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする）

第一項の船舶の航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合するものとする。

させるため、その使用する燃料油の変更に關する作業を行う者が遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める船舶の燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

第 十 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 九 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 八 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 七 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 六 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 五 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 四 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 三 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 二 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 一 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書

第 十 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 九 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 八 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 七 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 六 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 五 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 四 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 三 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 二 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 一 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書

第 十 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 九 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 八 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 七 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 六 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 五 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 四 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 三 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 二 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 一 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書

第 十 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 九 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 八 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 七 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 六 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 五 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 四 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 三 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 二 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書
 第 一 揮 発 性 物 質 放 出 防 止 措 置 手 引 書

<p>の と 排 設 第 海 と 出 當 備 九 洋 し め が 該 を 条 汚 て る あ 船 い の 染 そ た つ 舶 う 三 防 の め た か ° 第 止 用 に 場 ら 一 設 備 途 国 合 の 下 項 備 土 に 油 同 又 (第 五 航 交 お 有 ° 第 十 条 第 一 行 通 け 害) 十 条 第 一 項 す 大 海 液 を 置 第 三 項 る 臣 海 体 設 第 三 項 海 域 検 の 物 質 又 是 船 規 定 査 汚 質 又 是 船 規 定 大 を 染 又 是 船 規 定 き 必 要 最 小 限 度 等 等 の 区 分</p>	<p>検 査 対 象 船 舶</p>	<p>の カ 当 貨 一 該 物 又 該 艙 は 検 を 第 九 査 含 九 対 象 む 条 船 舶 以 三 船 に 下 第 三 設 一 項 置 設 海 洋 汚 染 防 止 設 備 等) と いう。</p>	<p>設 備 等</p>
---	--------------------	--	--------------

2 第
 域 付対とに項二条引十(一
 と前し象認あ又項の書九海
 す項な設めつは、二等条洋
 るのけ備るて第第、の汚
 船海れ及とは十第十当三染
 船洋ばびき、九九九該十等
 で汚な揮は承条条条大七防
 あ染ら発、認ののの気 止
 つ等な性船原二七三汚国証書
 て防い物船動十第第染土書
 国止。質所機四四二防交
 土証 放出取の項項止通
 交書 出者扱二、若検大
 通(防に手第第し査臣
 省以止対引二十く対は、
 令下「措置書項九は象、
 一、置、のに条第設前
 定海手海記規の三備条
 め洋引洋載定二項及の
 る汚書汚事す十若び検
 の等関防を技第く該の
 に防し止含術二は揮結
 つ止国設む上項第発果、
 い証土備、の、十性、
 は「交等以基第条物当
 と、通、下準十の質該
 国い省海こ(九二放海
 土うで汚章十の二防汚
 通)定染に九二項止染
 大のる止いの四第置止
 臣有区緊て七第七手設
 が効分急、第二條引備
 別期に措技一項の書等、
 間従置術項若二が、
 定は、引準びく二れ該
 る五海書「第は項ぞ海
 年期洋等と二第若れ洋
 間)汚、い項十し第汚
 平染大うに九く五染
 と水等気、規条は条防
 区防汚)定の第第止
 域止染にす二八四緊
 を証防適る十条項急、
 た航書止合原六の、措
 だ行を検す動第二第置
 し区交査る機二第五手

<p>原油タンカー</p>	<p>船域検の船 査汚船 大を染か き必をら さ要最排 等と小出 のす限ガ 区る度ス 分もにの にのと放 応とど出 じしめが 国てるあ 土そたつ 交のめた 通用に場 省途国合 令、土に で航交お 定行通け めす大る るる臣大 船海の気</p>	<p>船法合又おが以緊液き備緊油 舶にすはいそ下急体、え急濁 とよる第てれ、措汚又置措防 しりこ八準ぞ海置染はき置止 て確と条用れ洋手防掲、手緊 国実ののす第汚引止示又引急 土につ二る七染書緊さは書措 交確い第場条防又急れ掲又置 通認て二合の止は措た示は手 省す、項を二緊船置油す船引 令る国に含第急舶手濁べ舶書 でこ土規む二措間引防き間若 定めが通す次(手物若緊舶物く るで大る条第引油し急(油は のの術お条等替は置該替害 と検上いの「作海手船作液 認査のて四と業洋引舶業体 め以外準じ九う引染、備引染 れのに、項、書防有え書防 る方適)に)止害置を止</p>	<p>に應じ国土交通省令で定める船舶</p>
<p>放出該防 止査措 置象手 船引 備え 置き、 又は掲 示され た揮発 性物質</p>	<p>燒備第九(当 却並十条第該 設び九の十檢 備に条二九査 を第の十条對 い十二一の象 う九十第七船 条四二第船 以の第項一に 下二一に項設 同十項規及置 じ六に定びさ 第規す第れ)二定る二た 項す硫項大 なる黄に氣 規揮酸規汚 定発化定染 す性物す防 る物放る止 船質出原檢 放出低動査 生防裝、象 油止置第設 等設、十備</p>	<p>止当 緊該 急檢 措査 置對 手象 引船 書舶 等に備 え置 き、 又は掲 示され た海洋 汚染防</p>	<p>に應じ国土交通省令で定める船舶</p>

合には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

第 十 九 条 (海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳)
船 所 有 者 以 下 二 法 定 海 洋 汚 染 等 防 止 検 査 手 帳 を 交 付 し な け ば 不 可 得 ない。 最 初 の 定 期 検 査 に 合 格 し た 検 査 対 象 船 舶 の 項 目

「二一につき日」に航該各号に從事する日以後に船平成十二年一月一日第二議定書が効力を生じた日（平成十七年五月十九日。附則第十条において

第九條（略）

五、国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

四、国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

三、国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

二、国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

一、国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

第九條（略）

第十條（略）

第十一條（略）

第十二條（略）

第十三條（略）

第十四條（略）

第十五條（略）

第十六條（略）

第十七條（略）

第十八條（略）

第十九條（略）

○船舶安全法（昭和八年三月十五日法律第十一号）（抄）

第九條（略）

- ③ 官庁ハ第六條ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附ス
- ④ 官庁ハ第六條ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ
- ⑤ 略
- ⑥ 略

第二（財務諸表等）の備付け及び閲覧等）
損益計算書又は収支計算書並びに毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び人知覚のいつは認計書並に事業報告書その作成記録電算的気候報告の供

2 交通大臣に提出するものと、五年間事務所に備えて置かなければならない。
さるるに、提出するものと、五年間事務所に備えて置かなければならない。
人知覚のいつは認計書並に事業報告書その作成記録電算的気候報告の供
損益計算書又は収支計算書並びに毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び

第二（帳簿の記載）
通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。このころにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年五月十九日政令第三百三十九号）（抄）

第一（船舶からの排出基準）
濃度の法第四條第二項の規定する船舶からの排出方法及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）

出基一（船舶からの排出基準）
濃度の法第四條第二項の規定する船舶からの排出方法及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）

2 5 略）
四三二一以該の表積しと油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
ル該の表積しと油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
シ船海第一ない。油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
等船域一ない。油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
排航にお揚は、油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
防行に合は、油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
止中掲の油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
設排に油分濃度は、排出海域及び排出方法に他の排出に係る基準（以下この条において「排出基準」といふ。）
備出する極海一（次項）次条第一項第三号及び第二條において「南極海域」といふ。）
の出すること。
うちすること。
国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

附則

第六(窒素酸化物の放出量に係る放出基準に関する経過措置)
 第一条(次に掲げる原動機(この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準)に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準)は、新令第十一條の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 第四(平成二十三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機(これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。))

○海洋汚染設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年省令第三十八号)(抄)

第一(定義)
 第二条(略)
 第三条(略)
 第四条(略)
 第五条(略)
 第六条(略)
 第七条(略)
 第八条(略)
 第九条(略)
 第十条(略)
 第十一条(略)
 第十二条(略)
 第十三条(略)
 第十四条(略)
 第十五条(略)
 第十六条(略)
 第十七条(略)
 第十八条(略)
 第十九条(略)
 第二十条(略)
 第二十一条(略)
 第二十二条(略)
 第二十三条(略)
 第二十四条(略)
 第二十五条(略)
 第二十六条(略)
 第二十七条(略)
 第二十八条(略)
 第二十九条(略)
 第三十条(略)
 第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)
 第八十一条(略)
 第八十二条(略)
 第八十三条(略)
 第八十四条(略)
 第八十五条(略)
 第八十六条(略)
 第八十七条(略)
 第八十八条(略)
 第八十九条(略)
 第九十条(略)
 第九十一条(略)
 第九十二条(略)
 第九十三条(略)
 第九十四条(略)
 第九十五条(略)
 第九十六条(略)
 第九十七条(略)
 第九十八条(略)
 第九十九条(略)
 第一百条(略)

第四条(ビルジ等排出防止設備)
 表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

船舶の区分		ビルジ等排出防止設備
一	総トン数四百トン未満の船舶及び総トン数四百トン以上の国際航海に従事する船舶(以下「内航非自航船」という。)	油水分離装置
二	総トン数四百トン以上一万吨未満の船舶(内航非自航船を除く。)	油水分離装置 スラッジ貯蔵装置
三	総トン数一万吨以上の船舶(内航非自航船を除く。)	油水分離装置 スラッジ貯蔵装置 濃度監視装置

- 三 八 構成部品の交換に係る記録に関する事項
- 二 八 構成部品に当り整備に係る事項として次に掲げるもの
- ロイ 構成部品の調整範囲の記録に関する事項
- 四 原動機に係る酸素化物の放出状況の確認方法
- 五 相当する確認を含む。の結果

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）以下「令」といふ。同表の欄に掲げる装置とする。

船舶の区分		装置
一 南極海域を除外する船舶	一 南極海域を除外する船舶	油水分離装置及び海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置の手引書及び海洋汚染防止設備等に関する技術基準をいう。以下同じ。
二 南極海域を除外する船舶	二 南極海域を除外する船舶	油水分離装置及び海洋汚染防止設備等に関する技術基準をいう。以下同じ。

○海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）（抄）

第二百二十条 名護海上保安署は、沖縄県のうち名護市（久志支所管内を除く。）、国頭郡（大宜味村、今帰仁村、本部町及び伊江村に限る。）、及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村に限る。）、の区域を管轄するものとする。

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

<p>第三條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第四條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第五條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第六條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第七條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第八條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第六の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第九條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第七の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第十條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第八の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第十一條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第九の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>	<p>第十二條 電磁的記録の作成及び保存の方法 電磁的記録の作成及び保存の方法は、別表第十の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基</p>
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--